

おおさか F C V 推進会議規約

(趣旨)

- 第1条 おおさか F C V 推進会議（以下「推進会議」という。）は、水素エネルギー社会の実現に向け、大阪府内における燃料電池自動車等水素関連製品・技術の普及促進を目的とする。
- 2 この規約は、推進会議の組織、活動内容等について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

- 第2条 推進会議は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）を代表する委員で構成する。
- 2 推進会議は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(会長)

- 第3条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第4条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(活動内容)

- 第5条 推進会議の活動内容は、次のとおりとする。
- (1) 燃料電池自動車等水素関連製品・技術の普及促進に関すること
- (2) 燃料電池自動車の走行及び水素ステーション等基盤整備の促進に関すること
- (3) その他関連する事項に関すること

(幹事及び幹事会)

- 第6条
- (1) 推進会議の円滑な運営に資するため、幹事及び幹事会を置く。
- (2) 幹事は、構成団体を代表する委員がそれぞれ1名以上を選出する。
- (3) 幹事会は必要に応じて会長が招集し、座長は会長が指名する。
- (4) 幹事会は幹事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (5) 幹事会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- (6) 座長は必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

- 第7条 推進会議の事務を処理するため、事務局を大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課に置く。

(その他)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、推進会議で協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 1 月 23 日から施行する。

別表

(50音順)

岩谷産業株式会社
大阪ガス株式会社
学校法人大阪産業大学
大阪市
大阪府
公立大学法人大阪府立大学
株式会社加地テック
関西電力株式会社
近畿運輸局
近畿経済産業局
堺市
サムテック株式会社
JX日鉱日石エネルギー株式会社
新関西国際空港株式会社
新コスモス電機株式会社
ダイハツ工業株式会社
トヨタ自動車株式会社
日産自動車株式会社
日本エア・リキード株式会社
株式会社日本製鋼所
パナソニック株式会社
株式会社フジキン
本田技研工業株式会社